

議案第46号

損害賠償額の決定について（水道局関係）

本市水道事業において生じた事故に係る損害賠償額を、次のとおり決定する。

金額及び被害者	事 件 概 要
6,148,565円 損害補てん金 6,148,565円 大阪地下街株式会社	平成25年12月24日、北区角田町8番7号先の地下道の天井裏に本市が設置している配水管が老朽化により破損したため、当該破損した箇所からあふれ出した水が同地下道の天井から漏れ出し、被害者が所有する電気設備等が損傷を受けるとともに、当該水漏れにより必要となった警備その他の対処に係る費用が発生したものと

平成27年2月13日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

本市水道事業において生じた事故に係る損害賠償額を決定するため、この案を提出する次第である。